

幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月1日から、3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子供たちの利用料が無償化されます。

また、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園、事業所内保育事業等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

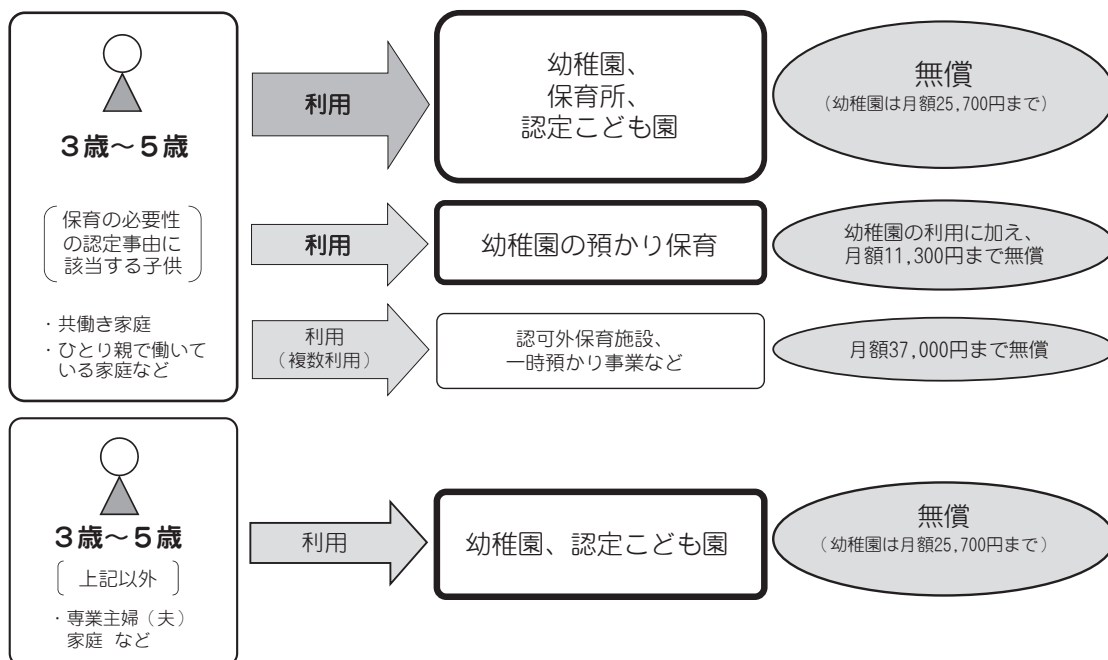
- 幼稚園については、月額上限25,700円です。
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注)幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
- 通園送迎費、給食費(主食費&副食費)、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、低所得者世帯や多子世帯においては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除される場合があります。

幼稚園の預かり保育、認可外保育施設を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
(注)「保育の必要性の認定」の要件とは、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)を言います。
- 預かり保育は、幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大11,300円までの範囲で利用料が無償化されます。
- 認可外保育施設は、3歳から5歳までの子供たちは月額37,000円までの利用料が無償化されます。

幼児教育・保育の無償化の主な例



※住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となります(認可外保育施設の場合、月額42,000円まで無償)。

▶問い合わせ先=子ども家庭課 子育て係 ☎569130

子どものしつけってどうやればいいの？

最近、子どもの虐待に関するニュースが後を絶ちません。

虐待はいけないものと分かっていても、どこまでが「しつけ」で、どうなると「虐待」になってしまうのでしょうか。

子どものしつけ方を知るために、まずは「しつけ」と「虐待」の違いについて見ていきましょう。

しつけとは…

子どもがきちんとした生活習慣や社会のルール、良好なコミュニケーション力を身につけられるよう働きかけ、子どもの成長をサポートする行為を言います。

虐待とは…

理由を問わず身体的な暴力や言葉による威圧によって子どもを傷つける行為です。また、食事を与えないなどの行為も虐待となります。

つまり、「しつけ」のためであっても、子どもに暴力を振るったり、暴言を吐くなど子どもが傷つくような行為は虐待になります。

では、子どもはどうやってしつけたら良いのでしょうか。しつけのポイントを見ていきましょう。

○しつけのポイント

1. 上手にできたらほめる

叱ったあとでも上手にできたときには「〇〇できてえらかったね。」などと、何が良かったのかを具体的に示しながらほめてあげましょう。

2. 問題解決のヒントをあげる

子どもが失敗したことを注意するだけでは、子どもは何がいけなかったのか分かりません。「〇〇してはダメ!」としかるだけでなく、「〇〇したからこうなった」と具体的に説明をして、「今度からこうしたら?」と問題解決のヒントを与えましょう。

3. できるまで待つ

大人には簡単なことであっても、子どもには時間のかかることもあります。ときには、じっくり待ってあげることも大切です。

ここで皆さんに覚えておいていただきたいことは、ほめることも立派な「しつけ」になっているということです。そして、時には子どもができるまで待つという大人の姿勢が大切だということです。

子育てにはストレスがつきものです。最後にストレスと上手に付き合う方法をお伝えします。

○子育てのストレスと向き合う方法

1. 子どもの失敗は、成長へのステップだと前向きに考えましょう。

最初から全部できる子どもはいません。失敗や成功から少しずつ学んで成長していくものです。子どもが失敗したら「ここが成長するチャンス」と前向きに考えることがとても大切です。

2. イライラのスイッチが入りそうになったら深呼吸しましょう。

子育てをしている方は、「こんなにながらんでいるのにどうして?」と思うような体験をたくさんします。イライラしそうになったら、深呼吸して気持ちを落ち着かせましょう。

3. 子育てに悩んだら、町に相談しましょう。

町には、子育て相談窓口や子育てを応援する行政サービスがあります。子育てに悩んだら、それが些細なことであっても一人で抱え込まず、町に相談してください。上三川町は子育てを頑張る皆さんの味方です。

▶問い合わせ先＝

＜子育てに関する相談・子どもの虐待に関する相談窓口＞

子ども家庭課 相談支援係 ☎ 56 9137

＜虐待かも・・・と思ったら＞

児童相談所全国共通ダイヤル ☎ 189 (いちはやく)

＜子どもの健康・発達に関する相談窓口＞

子育て世代包括支援センター『しらピヨ』(子ども家庭課母子健康係内) ☎ 56 9132

